

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <p>・伊勢崎市から他の市区町村や海外に引越しをされる(された)人は、転出届を提出する必要があります。外国人も、日本人と同様に手続きが必要です。</p> <p>【届出期間】転出する日、転出先が決まったらあらかじめ届出を行ってください。転出予定日の1ヶ月前から届出ができます。あらかじめ届出ができなかった場合は、住み始めた日から14日以内に届出を行ってください。</p> <p>【届出をする人】本人、世帯主または同一世帯員 ※代理人の届出の場合は委任状と代理人の本人確認書類等が必要です。</p>	<p>・本人確認書類 ・印鑑登録証(登録されている人のみ) ・国民健康保険加入者、介護保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、福祉医療費受給者の人は下記の関連する手続き一覧をご覧ください。</p>	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <p>・国民健康保険証または資格確認書を返還してください。 また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの人は、併せて返還してください。</p> <p>※学生の人国民健康保険について</p> <p>・修学のため市外に転出した人は、引き続き伊勢崎市の国民健康保険が適用される場合があります。窓口で申し出てください。</p> <p>※施設等に入所した人の国民健康保険について(住所地特例制度)</p> <p>・特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転出した人は、引き続き伊勢崎市の国民健康保険が適用されます。窓口までお越しください。</p> <p>◆学生用遠隔地保険証(マル学保険証)または資格確認書が交付された人の扶養義務者の人(父母等)</p> <p>扶養義務者が転出する場合、マル学の国民健康保険を喪失する手続きをしてください。</p> <p>◆遠隔地保険証(マル遠保険証)または資格確認書が交付された人の扶養義務者の人(父母等)</p> <p>扶養義務者が転出する場合、マル遠の国民健康保険を喪失する手続きをしてください。</p> <p>◆国民健康保険税</p> <p>・国民健康保険税は月割となりますので、転出する月の前月分まで課税されます。国民健康保険税の納税通知書は、翌月以降に送付します。世帯主が転出した場合は転出先に送付します。</p>	<p>・国民健康保険証または資格確認書 ～以下、お持ちの人～ ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証</p> <p>・対象者の国民健康保険証または資格確認書 ・在学証明書 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主及び対象者のマイナンバーカード</p> <p>・対象者の国民健康保険証または資格確認書 ・入所(在籍)証明書 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主及び対象者のマイナンバーカード</p> <p>・対象者の国民健康保険証または資格確認書 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主及び対象者のマイナンバーカード</p>	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 または 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2735</p>
<p>◆後期高齢者医療の被保険者の人</p> <p><県外転出の人は窓口での手続きが必要です。> 新住所地で資格確認書の交付を受けるための負担区分証明書を交付します。 ※お手持ちの後期高齢者医療被保険者証等のご自身で破棄するか年金医療課に返送してください。</p> <p><県内転出の人は窓口での手続きは不要です。> ※お手持ちの後期高齢者医療被保険者証等のご自身で破棄するか年金医療課に返送してください。</p>	<p>・後期高齢者医療保険証または資格確認書 ・マイナンバーカード、通知カード (※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) ～以下、お持ちの人～ ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証</p>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2739</p>

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です

関連する手続き一覧

	手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
後期高齢者医療	<p>※住所地特例制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームや障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転出した人は、転出後も引き続き伊勢崎市の後期高齢者医療保険が適用されます。 ・群馬県外の施設入所等の場合は、年金医療課へご相談ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・対象者の後期高齢者医療保険証または資格確認書 ・被保険者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2739</p>
	<p>◆後期高齢者医療保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料は月割となり、転出する月の前月分までが計算対象となります。後期高齢者医療保険料の変更通知書は翌月以降に、転出先に送付します。 			
介護保険	<p>◆介護保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証を返却してください。その際、介護認定を受けていた人や介護保険施設等に転出する人は、申し出てください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証 ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) 	<p>本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課</p>	<p>介護保険課 電話:0270(27)2744</p>
お子さまに関すること	<p>◆福祉医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者証・承認通知書(ピンク色)を返却してください。 また、県内の市町村に転出される場合には、転出先で必要な『福祉医療費受給資格者証交付状況証明書』を発行する手続きがあります。※承認通知書の場合は発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給資格者証 ・福祉医療費受給資格者承認通知書 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2740</p>
	<p>◆保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等に入所(園)している児童がいる場合は、退所(園)届が必要になりますので、窓口までお越しください。 ・支給認定証が交付されている場合は、支給認定証を返却してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定証(交付されている場合) 	<p>東館2階27番窓口 こども保育課 各支所 市民サービス課</p>	<p>こども保育課 電話0270(27)2751</p>
	<p>◆児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所変更に伴う手続きをしてください。 ※児童手当を勤務先より受給している公務員の人は勤務先で手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課へお問い合わせください。 	<p>東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課</p>	<p>子育て支援課 電話:0270(27)2750</p>
	<p>◆小中学校の児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。2つの証明書は新住所地の市区町村教育委員会に持参し、新しい学校の「学校指定通知書」の交付を受けてください。 		<p>本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課</p>	<p>学務課 電話:0270(27)2787</p>
	<p>※転校の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新住所地の市区町村教育委員会で転校手続きをお願いします。この場合、伊勢崎市教育委員会での手続きはありません。ただし、一定期間今までの学校に通学を希望する場合は、区域外就学の手続きをしてください。 			
	<p>◆未就学児童(入学前年の9月1日以降に転出する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学校の変更手続きをしてください。 		<p>本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課</p>	
水道	<p>◆水道の使用を中止する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用を中止する場合は、事前に届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。 		<p>上下水道局 所在地:連取元町170番地3</p>	<p>上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230</p>
税	<p>◆バイク(125CC以下)または小型特殊自動車を持っている人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレートを返納し、廃車の手続きをください。新住所地で使用する場合は、新住所地の市区町村で新たにナンバープレートの交付の手続きをください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市のナンバープレート ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書 	<p>本館2階20番窓口 市民税課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民税課 電話:0270(27)2715</p>
	<p>◆固定資産税納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外転出される場合、出国前に納税管理人を設定してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細はお問い合わせください。 	<p>本館2階24番窓口 資産税課</p>	<p>資産税課 電話:0270(27)2719</p>
	<p>◆市税等の課税がある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未納の市税がありましたら、収納課の窓口へご相談ください。※電話で相談できます。 		<p>本館2階21番窓口 収納課</p>	<p>収納課 電話:0270(27)2723</p>
	<p>◆市税等の口座振替登録がある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の登録に変更が必要な場合は収納課にお問い合わせください。 			
飼い犬	<p>◆犬を飼われている人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出先市区町村で飼い犬の住所変更を届け出てください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の鑑札(伊勢崎市のもの)を持って転出先市区町村へ 	<p>転出先市区町村窓口</p>	<p>環境政策課 電話:0270(27)2733</p>

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です。